

2026年度（令和8年度）

福山市 曙 町 五丁目外9か町 地内

北吉津曙線No. 3、No. 4街路樹維持管理業務委託実施設計書

実 施 概 要	高木管理		植樹帯管理	
	ヤゴ取り	230 本	除 草	40 m ²
	柵除草	366 柵	剪定（中木）	154 m ²
	冬期剪定 C=30cm未満	17 本		
	C=30cm以上60cm未満	60 本		
	C=60cm以上90cm未満	176 本		
	C=90cm以上	40 本		

【 特 記 仕 様 書 】

1 適用

- (1) 本特記仕様書は、「街路樹維持管理業務委託」に適用する。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、福山市業務委託契約約款(契約書を含む。)、設計図書(別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)その他関係規則によること。
- (3) 本業務委託の施工に当たり、関係諸法令、通達及び業務施工に関する協定事項等を遵守するとともに、官公署への届出、許認可等の手続を速やかに行い、発注者に報告すること。

2 配置技術者

受注者は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による造園の技能士の資格を有する者又は一般社団法人日本造園建設業協会が認定する街路樹剪定士の資格を有する者(受注者と直接的な雇用関係を有する者)を配置すること。また、受注者は、配置技術者(下請人を含む。)に業務名や履行期間、顔写真、会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。

3 施工時間

公道を含む区域について作業を行うときは、通学・通勤交通の状況に対して混乱が生じないように配慮し、施工時間を9時から16時までとする。ただし、薬剤散布については午前7時までには作業を完了させること。

4 安全対策

- (1) 本業務における交通誘導員は、交通誘導警備員Bを見込んでいる。なお、交通誘導警備員の実施伝票は、原本を提出すること。交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導警備員の対象となる施工量に対し、作業日当たり標準作業量から必要な人数を見込んでいる。したがって、正当な理由があるときを除き、施工実績等による交通誘導警備員の積上げ人数の増員に対する変更は行わない。
- (2) 交通安全対策として、作業影響範囲をバリケード等安全施設で明確にし、端部には案内板を標示すること。

5 排出ガス対策型建設機械の使用促進

受注者は、土木工事共通仕様書(令和7年8月)広島版「1-1-1-3 2 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値の変更による設計変更は行わない。

6 材料承認

受注者は、当該業務委託で使用する材料について、成分等が分かる資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得ること。

7 施工管理

受注者は、次に掲げる事項について管理すること。

(1) 高木（せん定、伐採、灌水、ヤゴ取り、巣切り取りなど）

施工前・施工中・施工後の状況を撮影・写真帳の作成及び保管（以下「写真管理」という。）すること。

(2) 植樹帯（せん定、伐採、灌水など）

施工前・施工中・施工後の状況やせん定後の樹高・幅・長さを測定し、写真管理すること。

(3) 清掃

施工前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

(4) 除草

施工前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

(5) 薬剤散布

施工状況及び薬剤使用量を写真管理すること。

8 生育状況の調査

受注者は、街路樹の生育状況について、次に掲げる事項のとおり調査すること。

(1) 調査時期

生育状況の調査は、速やかに行い、監督員に報告すること。

(2) 調査方法

街路樹・植樹帯等全ての樹木を調査すること。

ア 調査内容

高木は、幹周、空枿、枯損木、倒木等の恐れがある樹木、結束紐が食い込んでいる樹木、不要な支柱等を調査し、監督員に報告すること。

低木は、植樹帯の延長、幅及び平均的な樹高を記入すること。

(ア) 幹周 … 数値（c m）を記入

(イ) 空枿 … 空

(ウ) 損木 … 枯

(エ) 倒木等の恐れがある樹木 … 危

(オ) 結束紐が食い込んでいる樹木 … 紐

(カ) 不要な支柱・損壊した支柱 … 支

(キ) 種類の違う樹木 … 樹種名

(ク) 樹木の外観診断（A：健全、B：概ね健全、C：倒木の恐れがあるもの、D：撤去の

必要があるもの)を記入すること。

イ 樹木点検票

樹木の外観診断により、C:倒木の恐れがあるもの、D:撤去の必要があるものに該当する樹木に対して点検を行い、監督員に報告すること。点検の方法については、樹木医による説明会を開催する予定としている。

ウ 高木幹周集計表

路線、樹種ごとに集計を行い、幹周ごとの本数、空枿の数、枯損木の本数及び危険木の本数等を記入すること。

エ 植樹帯面積集計表

路線、樹種ごとに面積を集計し、平均樹高を記入すること。

オ 街路樹平面図

発注者が別途提供する平面図へ記入すること。

9 書類提出

(1) 受注者は、契約締結の日以後7日以内に計画工程表を発注者へ提出すること。

(2) 受注者は、契約締結の日以後1か月以内に業務実施計画書を発注者へ提出すること。

業務実施計画書に記載すべき項目は、業務概要・業務体制・業務方法・安全管理・緊急連絡網・交通管理・段階確認に関する事項その他発注者が求める事項とする。

(3) 受注者は、業務期間内に次に掲げる書類を監督員へ提出すること。

ア 実施作業数量の集計表等

(ア) 「街路樹維持管理作業日報」、「作業記録写真」、実施した作業の作業日報及び写真

(イ) 「実施作業数量集計表(高木)」、「実施作業数量集計表(植樹帯)」、「作業日報」及び実施した作業の数量(作業予定は【 】書きで記入)

(ウ) 交通誘導警備員の配置状況及び日数が確認できる書類(警備報告書、伝票の原本等)

イ 生育状況の調査

「樹木点検票」、「高木幹周集計表」、「植樹帯面積集計表」及び「街路樹平面図」

10 業務委託料の支払

受託者は、実施した業務の各段階確認及び部分完了検査に合格したときは、部分完了検査までの業務委託料の部分払を請求することができる。ただし、部分払の回数は1回とする。

11 その他

受注者は、次に掲げる事項について遵守すること。

(1) 段階確認は、高木のせん定完了時及び低木のせん定完了時に実施すること。

(2) 事故等の緊急指示については、速やかに対応し、対応状況を監督員に報告すること。

街路樹のせん定、害虫防除、除草、灌水等指示書

第1節 せん定

1 基本的な考え方

都市の緑は、豊かな市民生活に欠くことのできない、市民全体のかげがえのない財産である。なかでも街路樹は、都市美を構成すると共に諸環境の浄化、改善等の機能と効用を有している。そのため、せん定に当たっては、緑の総量を増加させることにより樹木に活力を与え、樹齢を延ばすため、条件の許す限り樹木本来の樹形（自然形）に近づけるように行う。

また、街路樹（並木）は、木一本一本を観賞するのみならず、連続した美しさも求めるものであり、樹姿の統一、規格、寸法の均一化を図ることが重要である（街路樹の統一美）。

2 分類

(1) 樹姿の分類

樹形区分	樹高・枝張り比	樹種
円錐型	0.3	イチョウ
卵円型	0.4	クロガネモチ、コブシ、プラタナス、トウカエデ、ハナミズキ、アメリカフウ、ヤマモモ
球型	0.5	クスノキ、マテバシイ
盃型	0.6	ケヤキ、センダン、ナンキンハゼ
枝垂型	0.7	ヤナギ

樹高・枝張り比＝枝張り／樹高

(2) せん定の種類

ア 冬期せん定

樹木の自然樹形を基本に残しながら、樹枝の骨格や枝配りを行うこと。

イ 夏期せん定

繁茂した樹木の容姿を整えるため、枝の切詰めや枝透かしすること。樹高5m程度の樹木は、軽せん定とすること。ヤゴ（ひこばえ）は、早期に根元から切除すること。

ウ 支障枝せん定

信号、標識等の視認又は人や車両の通行などに支障を及ぼす枝葉を取り除くこと。

3 方法

(1) 共通事項（別図参照）

ア 徒長枝（とび枝）、胴ぶき（幹ぶき）、ヤゴ（ひこばえ）、さかさ枝（下り枝）、からみ枝（交差枝）、ふところ枝（こみ枝）、枯れ枝は切り取ること。

イ 樹高と枝下高の統一を図ること。

4 せん定時における留意事項

(1) せん定

せん定に当たっては、事前に監督員の指示を仰ぐこと。冬期せん定を行う時期は、落葉時期を考慮して決定するものとし、概ね10月下旬から11月上旬までに行うこと。

地元要望、気象状況等により、やむを得ず時期を外れてせん定するときは、監督員と協議し、指示により対応すること。

(2) 道路使用許可

作業は、必ず道路使用許可を得て行うものとする。また、作業着手前までに許可証の写しを発注者に提出し、作業時は現場へ携帯しておくこと。

(3) 作業看板設置

作業に当たっては、予告看板及び作業中の看板を設置すること。

(4) その他注意事項

作業において、樹木・支柱等の状態を確認すること。また、異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、指示により対応すること。

5 せん定枝等の処分

(1) せん定、伐採、除草、清掃等により発生した樹木等は、表1「受入施設及び受入基準」に基づき、ふくやま環境美化センターで「廃棄物搬入届兼許可伝票」を使用して処分すること。

「廃棄物搬入届兼許可伝票」が必要になったときは、使用予定枚数を発注者へ報告し、受領すること。

なお、受領した「廃棄物搬入届兼許可伝票」で未使用のものは、速やかに発注者へ返却すること。やむを得ず受注者が保管するときは、発注者の承認を得ること。

表1 受入施設及び受入基準

	受入施設	ごみ種	受入施設	受入基準2
①	ふくやま環境美化センター	A	幹の直径10cm以下の樹木	長さ50cm以下の樹木・草等
		B	幹の直径20cm以下の樹木	長さ2m以下の樹木等

(2) 表1「受入施設及び受入基準」に適合しない樹木（幹の直径が20cmを超えるもの）は「チップ」として再利用するため、次の条件に適合するよう処理し、チップ化施工業者（表2「チップ施工業者」）へ直接搬入するものとする。

ア 幹の直径20cmを超えるものは、長さ3m未満に切断して搬入すること。

イ 小枝・葉又は腐っている樹木は、チップ化製品に適合しないため取り除いて搬入すること。

ウ 小枝・葉又は腐っている樹木は、ふくやま環境美化センターへ搬入すること。

表2 チップ化施工業者

①企業名	大光産業	②企業名	笠岡物産・大洋物産
場所	福山市南松永町四丁目 2-55	場所	福山市南松永町三丁目 1-52
電話番号	934-4868	電話番号	933-5669
受入時間	8:30~17:00	受入時間	8:30~17:00

第2節 害虫防除

1 耕種的防除

早期に発生した害虫は、極力薬剤散布に頼らず、切除すること。

2 薬剤散布

- (1) 害虫を発見したときは、発生状況を調査し、発注者へ連絡すること。薬剤散布の指示があったときは、看板により防除予定を沿道住民に周知し、速やかに作業を実施すること。
- (2) 農薬散布に当たっては、飛散による事故防止に努めること。
- (3) 使用薬剤は、ロックオン（希釈倍率1,000倍）とすること。
- (4) 薬剤散布後、効果を確認するとともに、落下した虫の清掃をすること。
- (5) 作業完了後は、監督員に作業状況を報告すること。

第3節 除草

1 除草方法

- (1) 除草は、原則として伐根除草とすること。
- (2) 除草剤を使用するときは、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

2 除草範囲

除草範囲は、植樹柵及び植樹柵周辺とすること。

第4節 灌水

- 1 早ばつ等により灌水を行う必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を得ること。
- 2 灌水は目安を20mm/m²として、十分しみ込ませること。
- 3 作業完了後、監督員に作業状況を報告すること。

第5節 パトロール

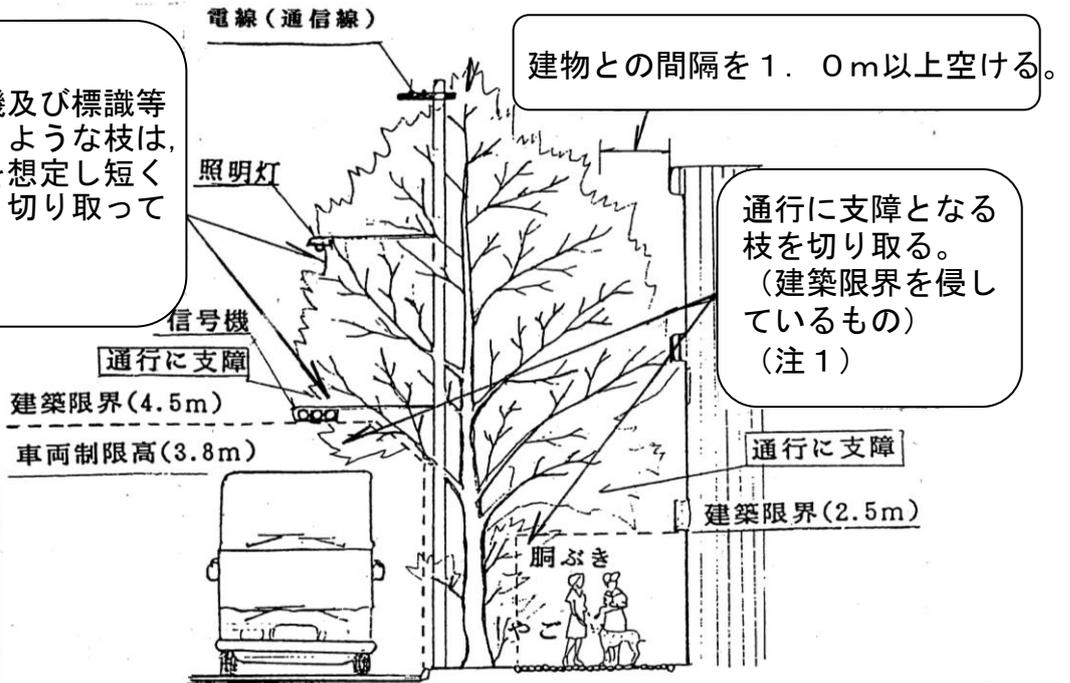
- 1 定期的にパトロールを行い、異常の早期発見に努めること。また、異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し指示を仰ぎ対応すること。
- 2 台風襲来時及び通過後は、当該路線内の倒木等の有無を確認すること。また、害虫発生期には早期発見に努め、極力巢の切取りによる対処を実施すること。なお、異常発見時、緊急を要するときは、速やかに適切な処置を講じること。
- 3 6月から9月までは重点パトロール期間とし、必ず一週間につき1回以上のパトロールを実施し、監督員に報告すること。

剪定注意事項

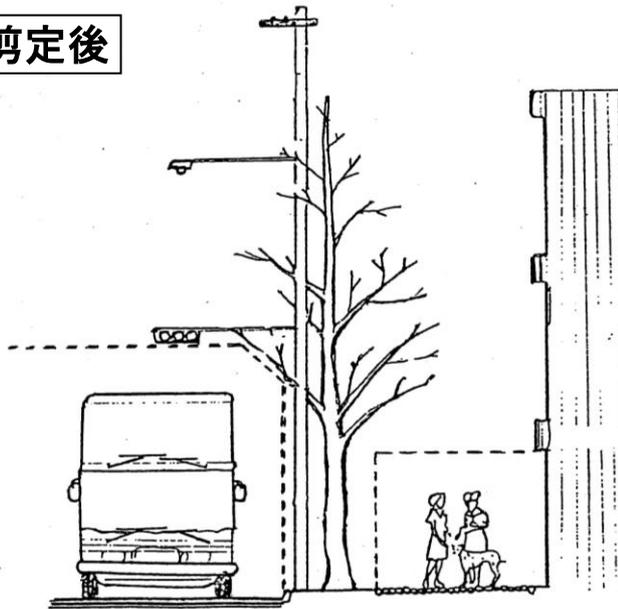
(1 / 2)

剪定前

照明灯、信号機及び標識等を隠してしまうような枝は、伸長した時点を想定し短く切り詰めるか、切り取っておく。



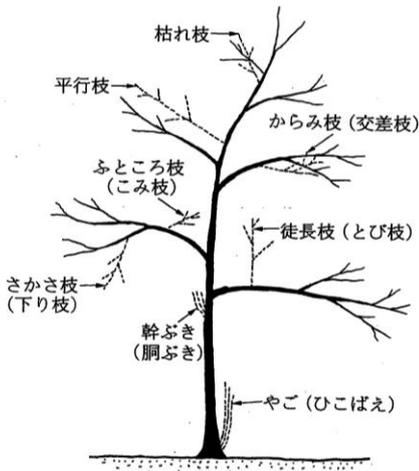
剪定後



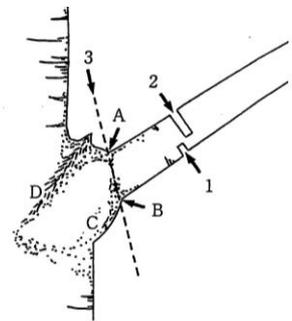
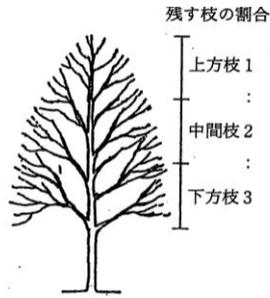
(注1) 枝を切り取るにより、明らかに樹形を乱してしまう場合は、監督員と協議すること。

剪定の順序

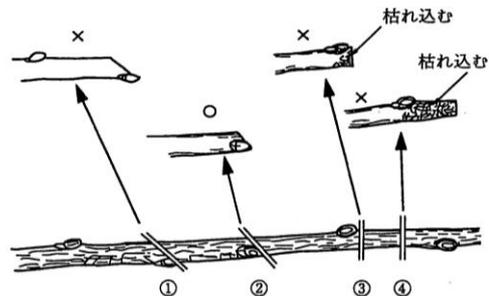
樹種のいかに問わず、まず除去する枝は枯れ枝、折損によって危険をきたすおそれのある枝、病気の枝、通風・採光・架線等の障害となる枝、生長の止まった弱小の枝、樹形を乱す枝、生育上不要な枝等である。



生育上不要な枝には、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）、からみ枝（交差枝）、徒長枝（とび枝）、さかさ枝（下り枝）、ふところ枝（こみ枝）等がある。

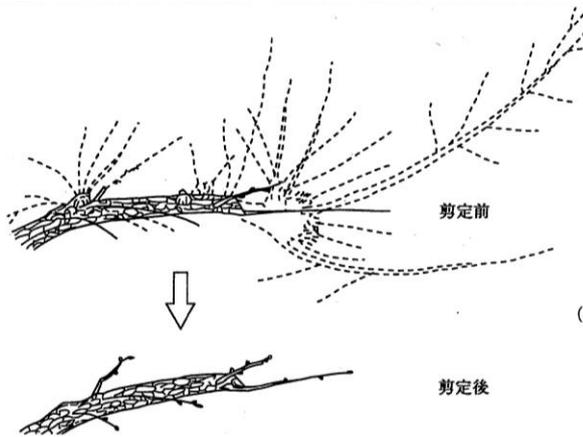


剪定の位置



- ① 芽の上部から反対側に深く傾斜をつけて剪定すると、残した芽の乾燥によって枯れるおそれがある。
- ② 芽の上部を少し残して芽の反対側（背面）に傾斜をつけて剪定する。
- ③ 枝に対して直角に剪定すると芽の反対側（背面）が枯れ込む。
- ④ 芽と芽の中間で剪定すると芽の部分まで枯れ込むおそれがある。

切り方の基本



(注) 毎年同じ位置で新生枝の根元を残して剪定すると、残した根元から発芽を繰り返し木質化し次第にこぶ状となる。生育には直接影響はないが美観上好ましくない。こぶ状の根元に近いところの新生枝を更新枝として残し切り取るようにする。

切返し剪定（こぶ状枝）

各種作業看板

- 1 各種作業時の作業現場に設置する看板の標準様式については、次のとおりとすること。
なお、看板の寸法は、縦 140～200cm、横 114～200cm とする。

ご迷惑をおかけします

街路樹の〇〇〇

を行っています

202〇年
(令和〇年) 〇月〇日まで

時間帯 9:00～16:00

街路樹維持管理業務

発注者 福山市建設局都市部公園緑地課
電話 084-928-1132

施工者 〇〇〇〇〇〇会社
電話 000-000-0000

例

- ・ 薬剤散布
- ・ 剪定（軽剪定・支障枝剪定・ヤゴ取り
中低木も含む）
- ・ 除草
- ・ 枯木撤去
- ・ かん水

「作業看板」

- 2 各種作業の情報を歩行者や現場周辺の住民に周知するため、「予告看板」及び「説明看板」を（ドライバーからは内容が見えないように）歩道部に設置すること。標準様式は次のとおりとし、看板の寸法は縦 140cm、横 55cm とする。

街路樹の〇〇〇を

予定しています

二〇二〇年
(令和〇年) 〇月〇日頃から
〇月〇日まで

発注者 福山市建設局
都市部公園緑地課
Tel. 084-928-1132

施工者 〇〇〇〇〇〇会社
Tel. 000-000-0000

「予告看板」

ご迷惑をおかけします

街路樹の〇〇〇

を行っています

二〇二〇年
(令和〇年) 〇月〇日まで

発注者 福山市建設局
都市部公園緑地課
Tel. 084-928-1132

施工者 〇〇〇〇〇〇会社
Tel. 000-000-0000

「説明看板」

「予告看板」：作業の開始を事前に周知する場合に設置。（作業開始の1週間前）

「説明看板」：現在実施している作業の情報を提供する場合に設置。

街路樹薬剂散布のお知らせ

日	時	場	所	おねがい							
○	○	月	△	△	日	(□)	午前○時	△時			
○	○	○	線	(○	○	○	町	△	丁目	□	丁目)

右記日時 of 散歩等 is 遠慮ください。
特に、犬の散歩は終日ご遠慮ください。

※雨天の場合は延期します。

○ ○ ○ ○ ○ 会社
福山市公園緑地課

高木幹周集計表

路線名		
樹種		
	幹周(m)	本数(本)
	~29	
	30~59	
	60~89	
	90~	
	計	
	空樹	
	枯損木	
樹木の外観診断		
	C 本	
	D 本	
その他		

路線名		
樹種		
	幹周(m)	本数(本)
	~29	
	30~59	
	60~89	
	90~	
	計	
	空樹	
	枯損木	
樹木の外観診断		
	C 本	
	D 本	
その他		

路線名		
樹種		
	幹周(m)	本数(本)
	~29	
	30~59	
	60~89	
	90~	
	計	
	空樹	
	枯損木	
樹木の外観診断		
	C 本	
	D 本	
その他		

路線名		
樹種		
	幹周(m)	本数(本)
	~29	
	30~59	
	60~89	
	90~	
	計	
	空樹	
	枯損木	
樹木の外観診断		
	C 本	
	D 本	
その他		

※必ず樹種別に記入してください。

植樹帯面積集計表

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

路線名		
樹種		
延長(m)		
面積(m ²)	植樹帯	
	空	
樹高(m)	回目 刈込前	
	回目 刈込後	
その他		

※必ず樹種別に記入してください。

街路樹維持管理作業日報

年 月 日 (曜日) 天候		作業路線名		
高 木	薬剤散布 (樹種:)		薬 剤 名	
	C = 60cm未満	本	使用量 (薬剤) m l	
	C = 60cm以上	本	稀釈倍率 倍	
	_____ 剪定 (樹種:)			
	C = 60cm未満	本	交通誘導員 人	
	C = 60cm以上	本		
	巢の切取り	本	ヤゴ取り (剪定時は計上しない) 本	
	高木柵除草	柵	枯損, 支障木撤去 (樹種:)	
	マルチング (鋤取り)	柵	C = 60cm未満 本	
	植 栽 (樹種, 規格)	本	C = 60cm以上 本	
その他作業 (作業名)		(数量)		
植 樹 帯	剪定 (低木)	回目 m ²	植樹帯除草 回目 m ²	
	剪定 (中木)	本	マルチング (鋤取り) m ²	
	灌 水	m ²		
	(作業名)		(数量)	
	ばら花壇			
(作業名)		(数量)		
その他作業				
その他特記事項				
業者名		現場代理人		

※路線が2つ以上になる場合は、路線ごとの作業数量が分かるように記入すること。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-08.02.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックハウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	1 公共(一般)	
	当世代	前世代
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 ICT補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	13 道路維持工事 02 市街地(DID補正) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 03 補正しない	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持					Y1G01 レベル1
植栽維持工	1	式			Y1G0120 レベル2
樹木・芝生管理工	1	式			Y1G012001 レベル3
高木剪定 【樹種,樹高】	1	式			Y1G01200101 レベル4
ヤゴ取り					V0001 00
	230	本			単第0 -0001 表
柵除草					V0123 00
	366	柵			単第0 -0003 表
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm未満	17	本			SS000289 00
					単第0 -0005 表
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	60	本			SS000289 00
					単第0 -0006 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周60cm以上90cm未満	176	本			SS000289 00 単第0 -0007 表
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	40	本			SS000289 00 単第0 -0008 表
植樹帯管理 【樹種,樹高】		m2			Y1G01200102レベル4
道路植栽工(植樹管理 抜根除草) 抜根除草_植込み地 [規]100m2未満	40	m2			SS000053 00 単第0 -0009 表
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]100m2以上1000m2未満 中木	154	m2			SS000289 00 単第0 -0010 表
仮設工	1	式			Y1G0126 レベル2
交通管理工	1	式			Y1G012621 レベル3
交通誘導警備員		人			Y1G01262101レベル4
交通誘導警備員B	13	人			R0369 00

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事原価 **					
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
一般管理費計					

高木管理数量集計表

路線 作業	北吉津曙線 No.3	北吉津曙線 No.4			合計
薬剤散布 C = 60cm 未満					
薬剤散布 C = 60cm 以上					
巢の切取り					
ヤゴ取り	80	150			230本
柵除草	111	255			366柵
夏期剪定 C = 30cm 未満					
夏期剪定 C = 30～60cm 未満					
夏期剪定 C = 60～90cm 未満					
夏期剪定 C = 90cm 以上					
冬期剪定 C = 30cm 未満	2	15			17本
冬期剪定 C = 30～60cm 未満	10	50			60本
冬期剪定 C = 60～90cm 未満	47	129			176本
冬期剪定 C = 90cm 以上	34	6			40本
植樹柵マルチング 厚 t = 10cm					
軽剪定(夏期) C = 60cm 未満					
軽剪定(夏期) C = 60cm 以上					
支障枝剪定 C = 60cm 未満					
支障枝剪定 C = 60cm 以上					
枯損, 支障木撤去 C = 60cm 未満					
枯損, 支障木撤去 C = 60cm 以上					
除草 (柵間)					
除草剤散布 (柵間)					

C: 幹周

